

南越前町小規模事業者等もつと応援給付金支給事業

支給対象者の拡充と申請期間延長のお知らせ

南越前町では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営に影響を受けた町内の小規模事業者等に対し、給付金を支給しています。

令和3年10月20日からは、支給対象者を拡充し、申請期間を延長しました。

給付額

給付額は、1支給対象者に対し、1回限り10万円。

※既に町の「もつと応援給付金」を受給された方は、県の経営改善支援金や事業継続支援金の給付を受けていたとしても、町からの追加の給付はありません。

申請手続き

① 申請窓口 観光まちづくり課

② 申請方法 南越前町役場まで郵送または、観光まちづくり課、今庄・河野事務所に、申請書および必要書類を直接ご提出ください。

③ 申請期間 令和4年2月15日(火)まで「延長」

④ 申請書および必要書類 (ア)とイを併せてご提出ください。

ア 南越前町小規模事業者等もつと応援給付金申請(請求)書兼誓約書^{※1}と給付金の振込先預金口座の通帳の写し

イ 国もしくは福井県からの給付金等を受給していることが確認できる次の①～④のいずれかの書類

① 国の一時支援金の給付通知書の写し

② 福井県版持続化給付金申請書の写しと振込が確認できる書類(通帳の写し^{※2}等)

③ 福井県の経営改善支援金申請書の写しと振込が確認できる書類(通帳の写し^{※2}等)

④ 福井県の中小企業者等事業継続支援金申請書の写しと振込が確認できる書類(通帳の写し^{※2}等)

※1 「南越前町小規模事業者等応援給付金申請(請求)書兼誓約書」は、町ホームページからダウンロードできます。

※2 通帳の写しとは、口座名義が分かる表紙及び給付金の振込が確認できる部分の写しです。

問合せ

観光まちづくり課

☎ 0778-4718002

支給対象者

左記の(1)～(2)のいずれにも該当する者

(1) 町内に事業所を有し、主たる事業活動を町内で行う事業者で、次のア又はイのいずれかに該当し、今後も町内で事業を継続する意思があること。

ア 個人事業主にあつては、町内で主に事業を行っていること。

イ 法人にあつては、本店所在地を町内とした登記が行われていること。

(2) 国もしくは福井県から、次のア～エのいずれかの給付金等を受給していること。

ア 国の一時支援金

イ 福井県版持続化給付金

ウ 福井県の経営改善支援金

エ 福井県の中小企業者等事業継続支援金

「拡充」

エ 福井県の中小企業者等事業継続支援金

